

# 選挙

## あなたと選挙、あなたと政治の結びつき

わが国では、国民の意思に基づいて政治が行われています。しかし、国民全員が直接政治に参加することはできません。そこで、国民は選挙によって代表者を選び、その代表者が政治を行います（間接民主主義）。

この代表者を選ぶ権利が、「選挙権」です。

また、選挙によって国や都道府県、市町村の公職に選ばれる権利のことを「被選挙権」といいます。



## 選挙権（選ぶ権利）

| 選挙の種類                  | 選挙権の要件  |
|------------------------|---|
| 衆議院議員・参議院議員選挙          | ・満18歳以上の日本国民*   |
| 都道府県知事選挙<br>都道府県議会議員選挙 | ・満18歳以上の日本国民*<br>・引き続き3か月以上市町村の区域内に住所のある人<br>(上記の人が引き続き同じ都道府県内の他の市町村に住所を移し、3か月以上にならない場合も含まれます。) |
| 市町村長選挙<br>市町村議会議員選挙    | ・満18歳以上の日本国民*<br>・引き続き3か月以上市町村の区域内に住所のある人   |

※公職選挙法の改正により、平成28年7月執行の参議院議員通常選挙から、選挙権年齢が「満18歳以上」に引き下げられました。

## 被選挙権（選ばれる権利）

| 選挙の種類                   | 被選挙権の要件  |
|-------------------------|--|
| 参議院議員・都道府県知事選挙          | ・満30歳以上の日本国民   |
| 衆議院議員・市町村長選挙            | ・満25歳以上の日本国民   |
| 都道府県議会議員選挙<br>市町村議会議員選挙 | ・満25歳以上の日本国民<br>・引き続き3か月以上市町村の区域内に住所のある人<br>(都道府県議会議員選挙については、上記の人が引き続き同じ都道府県内の他の市町村に住所を移し、3か月にならない場合も含まれます。) |

## 選挙権と選挙人名簿

選挙権があっても、選挙人名簿に登録されていないと投票はできません。選挙人名簿の登録は、住民基本台帳に基づいて行われますので、住所の移転等があった場合には、必ず14日以内に市役所又は町村役場に届け出てください。

## 選挙の当日に予定がある人は

投票日当日に仕事や旅行、出産、冠婚葬祭などの予定がある場合、天災や悪天候により投票所に行くことが困難と見込まれる場合などには、投票日の前に期日前投票又は不在者投票ができます。

| 投票できる日     |                 | ● 公示又は告示の日の翌日から投票日の前日まで  |                                      |
|------------|-----------------|--|--------------------------------------|
| 投票できる時間と場所 | 種類              | 時間   | 場所                                   |
|            | 期日前投票           | 午前8時30分から午後8時まで  | 選挙人名簿に登録されている市町村の選挙管理委員会が指定した期日前投票所  |
|            | 不在者投票           | 午前8時30分から午後8時まで  | 上記以外の市町村の選挙管理委員会（当該市町村で選挙が行われている場合）  |
|            |                 | 午前8時30分から午後5時まで<br>（但し、休日を除く）                                    | 上記以外の市町村の選挙管理委員会（当該市町村で選挙が行われていない場合） |
|            | 午前8時30分から午後5時まで | 指定病院、指定老人ホームなど都道府県の選挙管理委員会が不在者投票施設に指定した施設や法令で定められた施設（入院、入所中の人のみ） |                                      |

※上記の投票できる場所は複数箇所あります。また、日、時間、場所の詳細は、選挙ごとに決められますので、詳しくは選挙管理委員会にお問い合わせください。

この他にも、身体に一定の重度の障がいがある選挙人は、郵便等による不在者投票ができます。また、目の不自由な人のための点字投票、心身の故障などによって自分で候補者の氏名等を記載できない人のための郵便等による代理記載制度なども設けられています。

## お金のかからない選挙・政治の実現のために

お金のかからない選挙・政治の実現のためには、政治家や候補者はもちろんですが、有権者の皆さんの理解と自覚も強く求められます。

- ① 政治家（候補者、候補者になろうとする者及び現に公職にある者）は寄附をすると処罰されます。
- ② 有権者が、政治家に対し寄附をするよう勧誘や要求をすることは禁じられています。
- ③ 後援会が、花輪、香典、祝儀などを出すと処罰されます。
- ④ 政治家は、年賀状等の挨拶状を出すことが禁じられています。
- ⑤ 政治家や後援会が、有料の挨拶広告を出すると処罰されます。



**三ない運動キャッチフレーズ**  
 ・ 贈らない！  
 ・ 求めない！  
 ・ 受け取らない！